

エコアクション21

環境活動レポート

令和4年度

《 運用期間：令和4年7月～令和5年6月 》



令和5年8月25日発行



森田建設工業株式会社

目 次

-  取組の対象組織活動の明確化 ······ P.1
-  環 境 方 針 ······ P.2
-  組織図及び実施体制 ······ P.3
-  令和4年度環境活動計画設定表【事務所】 ······ P.4
-  令和4年度環境活動計画設定表【現場】 ······ P.5
-  令和4年度環境目標・実績及び計画一覧表【事務所】 ··· P.6
-  令和4年度環境目標・実績及び計画一覧表【現場】 ··· P.7
-  環境関連法規制等の遵守状況 ······ P.8
-  代表者による全体の評価と見直し【事務所・現場】 ··· P.9

会 社 概 要

商 号 : 森田建設工業株式会社

設 立 : 昭和24年12月28日

資 本 金 : 6,400万円

代 表 者 : 代表取締役 大橋 一博

本 社 : 茨城県古河市仁連1347番地

TEL: 0280-76-1331

FAX: 0280-76-5805

E-mail : moritakk@peach.ocn.ne.jp

環境管理責任者:大橋 庸真

担当部署責任者:工事部長

鹿沼営業所 : 栃木県鹿沼市下南摩町11番地

TEL: 0289-77-3155

事 業 内 容 : 特 定 建 設 業

土木工事業・建築工事業・舗装工事業・水道施設工事業・解体工事業

産業廃棄物処理業 : 収集運搬業 第115072068号 令和3年6月28日更新

(自社運搬のみ) 有効年月日 : 令和8年3月14日

建設業許可 : 国土交通大臣 特4-001409号

主な工事経歴 : 建 築 工 事

公共施設

店 舗

住 宅

: 土 木 工 事

道路施設

公園施設

事 業 の 規 模 : 17人(内技術職員数12人)

床 面 積 : 468. 34m²

事 業 年 度 : 7月~6月

作成日 : 令和5年7月1日

作成者 : 環境管理責任者 大橋 庸真

環境方針

【令和4年度】

環境理念

森田建設工業株式会社は、総合建設業としての事業活動を通して、地球全体と地域周辺の環境保全に全社一丸となって取組みます。

環境保全への基本方針

1. 環境経営に自主的、積極的に取組む為に下記項目について、環境目標、活動計画を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善を行ないます。

- ① CO₂ 総排出量の削減を積極的に行う。
- ② 産業廃棄物排出量の削減(建設リサイクルの推進)
- ③ 水質保全の意識向上及び水資源の節減に努める。
- ④ 現場での建設機械の騒音・振動・粉塵対策を協力業者の指導し削減する。
- ⑤ 化学物質の適正な取扱い(処理方法)及び安全管理の教育に努める。
- ⑥ 当社の製品サービスにかかる環境配慮に努める。
- ⑦ 経営における課題とチャンスに取り組む。

2. 環境関連法規制や当社が決めた環境理念を全社員に周知し、遵守します。

3. 環境への取組み状況を環境活動レポートとして公表します。

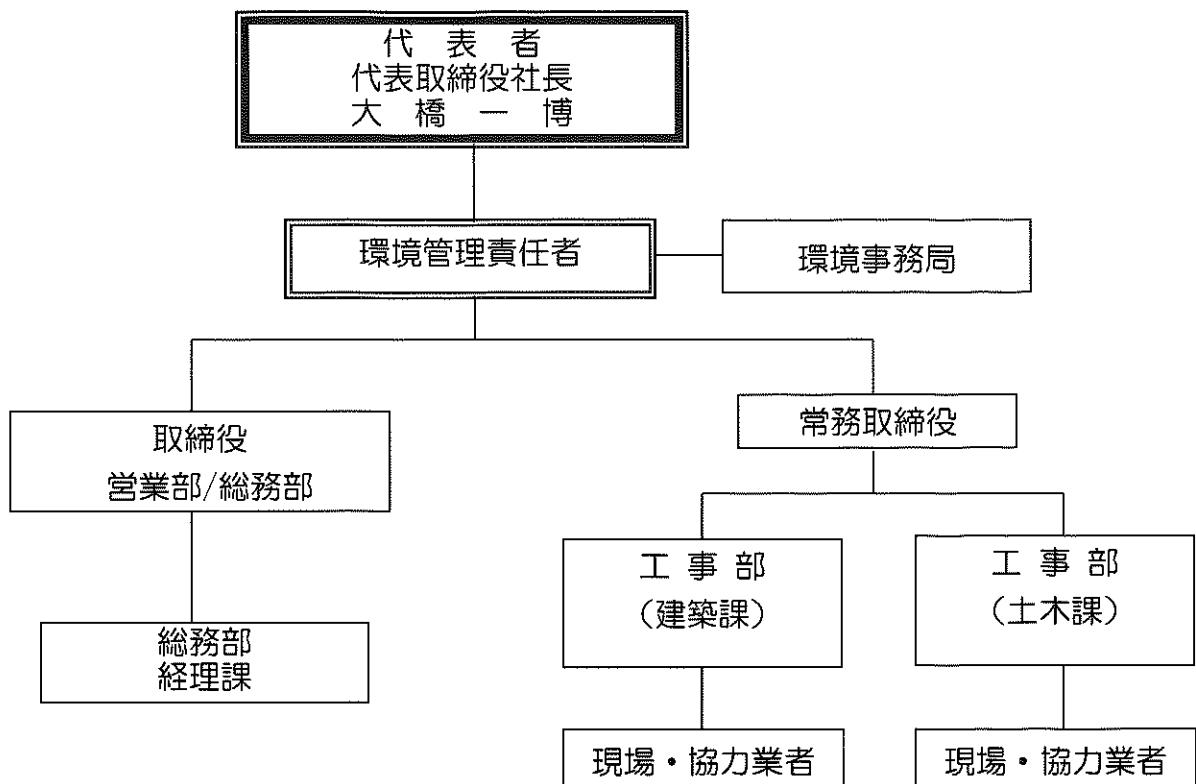
改訂日 令和3年12月2日
制定日 平成22年7月1日

森田建設工業株式会社

代表取締役 大樹一樹

森田建設工業株式会社 エコアクション21

組織図及び実施体制



| | |
|--------------------|---|
| 代表者 (代表取締役社長) | <ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術を用意 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 代表者による全体の評価と見直しを実施 環境活動レポート（計画・実績）の承認 |
| 環境管理責任者 (環境事務局) | <ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築、実施、管理 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境活動レポート（目標・計画・実績）の作成・確認 事務管理 |
| 各部署担当者 | <ul style="list-style-type: none"> 各部署における環境経営システムの実施（周知） 環境活動計画の実施及び達成状況の報告 データ管理 自部署の問題点の発見、是正、予防処置 |
| 事務所 現場（協力業者） | <p>現場代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境活動を理解し目標に対して努力する 環境活動の実施、報告、提案、問題点の改善 環境関係の法の遵守に努める 廃棄物の管理（マニフェスト等） 再生資源率の維持（増加）に努める 下請業者に対する指示 |

改訂日：令和5年7月1日

令和4年度 環境経営目標及び活動計画策定表（事務所）

（当社は事務所・工事部に分けて活動計画を策定しております）

| No. | 環境方針 | 環境目標 | 令和4年度環境活動基本計画(継続的手段) | R.4.6.30設定 | 4年度評価 | 次年度取組計画 |
|---------------|---------------------|------------------|---|------------|---|---------|
| 1 CO2総排出量の削減 | a 電気使用量の削減 2%減 | ①空調の管理 | ・エアコン設定温度(冬期22°C・夏期27°C)に設定 ・1F事務所のエアコンフィルターの清掃月1回実施 ・6月までに事務所西側に葦簀を設置する。 | △ | ・9/16まで猛暑が続き、サーバーが高温になるとエラー警報が鳴ってしまう為24時間28度で冷やし続けたので1.5%増で見達成となってしまった。次年度の休日は前日退社日に温度を確認し、予報が35度以上の異常な猛暑日でないかぎりは電源を切るようにする。 | |
| | | ②照明の管理 | ・LED照明だがの小まめな消灯を心掛ける。 ・事務所以外の照明は日没後のみ点灯可 | ○ | | |
| | | ③待機電力の管理 | ・週末帰宅時(休日前)のコンセント全室確認 ・パソコン用主電源スイッチ付きタップを利用 ・コロナ禍によりジェットタオルの使用禁止 | △ | | |
| | b ガソリン燃費量の向上 3%増 | ①車両管理(日常点検) | ・車両管理簿月末提出(社用車・運搬車両) (乗車時の点検・6ヶ月点検・1年点検・車検 厳守) | ○ | ・エコカー(プリウス)購入により今年度は達成できたが、1%の燃費を上げるのは容易ではないため無理な目標は設定せず低燃費車・ハイブリッド車のリース契約に徐々に切替えて行くようとする。 | |
| | | ②エコドライブ10ヶ条のすすめ | ・営業全車両の低燃費車・ハイブリット車への買換え(長期目標) ・安全運転の仕方(エコドライブ10ヶ条)の遵守継続 | △ | | |
| 2 一般廃棄物の削減 | c コピー用紙の削減 3%減 | ①再利用の徹底 | ・ミスコピー用紙の管理(ボックス設置)継続 ・A4,A3サイズのFAXへの再利用(継続) | ○ | ・年々ミスコピー量が減ってきているのが目に見えて判るので更に期待したい。 ・引き続き基本計画を遵守し、あらゆる文書のペーパーレス(電子化)を目指す。 | |
| | | ②コピー用紙の発注削減 | ・社内サーバー、データベース利用・文書の電子化 ・届いた外部メールは転送して回覧を徹底する。 | ○ | | |
| | d 廃棄物の削減 5%減 | ①分別ボックス管理 | ・空き缶・空き瓶・ペットボトル・不燃ごみ・吸い殻・可燃ごみのBOXをそれぞれ設置 ・段ボール・雑誌・草枝等はその都度廃棄 | ○ | ・6月に事務所の改修工事に伴い膨大な廃棄物が出たので来年度は見達成となる見込み。段ボール・紙屑・シュレッタ屑・雑誌類が特に多かった。すべて7月中旬に処分した。玄関マット及びモップをリースキンから価格の安い業者に変更する。(10月) ・近隣のゴミ集積所の清掃は引きつづき積極的に実施していく。 ・引き続き新聞紙は、通販会社の包装用として再利用に寄付していく。(結城市) ・使い捨てカップの廃棄が多くなっているので、一人につき1日1個を使用を徹底する。 | |
| | | ②一般ゴミの削減 | ・工業用雑巾・玄関マット・モップをレンタルして廃棄する掃除用具は購入しない。(継続) ・郵便物の封筒の再利用や使用済み切手の寄付 ・通販の過剰包装段ボールの状態の良いものは保存し再利用をしている。(継続) ・缶・瓶・ペットボトル削減の為、夏期は水出し麦茶及びユニマットコーヒーを常備している。 (コロナ禍衛生上使い捨てカップを使用しているが、カップホルダーは洗って使用する) ・弁当持参を心掛けている。(周知) | ○ | | |
| | | ③ゴミ集積所の点検(第1月曜日) | ・仁連上町ゴミ集積所の朝礼終了後に点検を継続している。また、集積所の建物が破損している場合はその都度修理・改修工事を実施する。 | ○ | | |
| 3 水質環境保全の意識向上 | e 水道使用量の制御 3%減 | ①浄化槽管理の徹底 | ・異臭や異音等気付いた場合は自主点検を実施し、速やかに対応して改善する。 ・年に6回の保守点検実施(サンワ浄化槽サービス) (エアーフィルター清掃・薬剤補充・構内清掃) ・年に1回の浄化槽の汲取り ・年1回の浄化槽法第11条法定点検(水質保全協会実施) (外観検査・水質検査・書類検査他) ・月1回のトイレ内の清掃及び洗浄液及び芳香剤の補充(清掃業者) ・業者による浄化槽に適した薬剤使用(清掃業者) | ○ | 引続き年6回の業者による点検と浄化槽法第11条の法定点検を怠ることなく実施する。また、清掃・薬剤も業者により清潔を維持していく。水道水は年間使用量は90mと少量なため殆どがトイレの洗浄水として流されるので削減は容易ではないのですが周知徹底し削減に努めたい。 | |
| | | ②節水の管理 | ・トイレ清掃会社の管理があり汚れはないので、基本洗浄は使用後に1回とする。(周知) ・植物は陽気の良い時期の雨天時に屋外に出し、葉の洗浄を兼ねて水やり(年2~3回実施) | ○ | | |

※翌年度、翌々年度目標値は書類P.4-2を参照

評価 作成日：令和5年7月31日

《評価の仕方○△×》

令和4年度 環境経営目標及び活動計画策定表（現場）

(当社は事務所・工事部に分けて活動計画を策定しております)

| No. | 環境方針 | 環境目標 | 令和4年度 環境活動基本計画(継続的手段)R.4.6.30設定 | 4年度評価 | 次度取組計画 |
|---------------------------------------|--|-----------------------------|--|-------|---|
| 1 CO2総排出量の削減 | a 電気使用量の削減 3%減 | ①空調の管理(現場仮設事務所) | ・夏期・冬期共エアコンの設定温度は、外気との温度差を無くし体調管理と共に適正な温度管理を細目に実施していく。 ・省エネタイプのエアコンや扇風機をレンタルする。 | ○ | ・次年度からも夏期・冬期共エアコンの設定温度は、外気との温度差を無くし体調管理と適正な温度管理を細目に実施していく。また、夏冬共、現場事務所を設置する場所を一考してから設置する(木陰・日当たり等考慮) ・照明の管理及び待機電力は今まで通り次年度からも徹底して実施する。 |
| | | ②照明の管理(現場仮設事務所・建設物内) | ・打合せ会議やパソコン使用時また夏期の猛暑時でカーテンの締切時など以外は点灯せず、基本は照明を点灯しない。 | | |
| | | ③待機電力の管理(現場仮設事務所・建設物内) | ・防犯予防にもなるので、作業後や休日前には差し支えないコンセントを全て抜いて置くこと。 | | |
| | b 軽油使用量の削減 3%減 | ①車両管理 | ・車両管理簿の月末提出厳守(担当貨物車両の点検) | △ | ・軽油は殆どがレンタルの重機。下請けの重機に使用しているが引き上げまいかの場合は必要以上に補給しないよう周知する。 |
| | | ②エコドライブ10ヶ条のすすめ | ・現場内の全ての運搬・重機車両の使用時は点検を怠らない。 ・使用時以外のエンジン停止厳守(事故防止) | | |
| | c ガソリン燃費量の向上 2%増 | ①車両管理 | ・車両管理簿の月末提出厳守(担当車両の点検) | ○ | ・近年安全運転10ヶ条を実施していない者が多くみられるので車両修理に関する裏書きを提出し判断するものとする。 |
| | | ②エコドライブ10ヶ条のすすめ | ・安全運転エコドライブ10ヶ条の遵守 ・現場での敷き鉄板上走行(タイヤ破損防止) | | |
| | d コピーユ用紙使用量削減 3%減 (再利用の促進) | ①再利用の徹底 | ・ミスコピー用紙の再利用(コピー機リースの現場のBOX設置) ・社内文書の両面コピー | ○ | ・現場から引き揚げたコピー用紙は破損が多いため、持ち出す量は100枚単位とする。またコピー機をリースしても使用しない現場が多くあったので次年度からは管理徹底 |
| | | ②用紙の発注削減 | ・現場からの発注禁止(持出し時に数量を事務所申告)厳守 ・発注者への提出書類は、出来るだけ会社印の必要ない提出物は電子メディアでの提出 | | |
| 2 一般廃棄物及び建設 廃棄物を含む総廃棄物の削減 | e 廃棄物の削減 4%減 | ①分別ボックス管理(指定表示製品分別) | ・現場事務所ゴミ(缶・瓶・ペットボトル・紙屑・段ボール等)の分別BOX(段ボールで作成でもOK) | ○ | ・廃棄物に関しては①～③共適切に実施されている。 ・毎年引きづき茨城県に産廃を種類別に計画書及び処分量を報告し承認をもらう。 |
| | | ②廃棄物の適正な処理 | ・新規入場者への教育(朝礼時) ・廃棄物処理法に基づき適正に処理(マニフェストシステム運用) | | |
| | | ③現場事務所ゴミの削減 | ・環境関連法規制等の遵守の結果 | | |
| 3 水質保全・節水 | f 水道使用量の削減 4%減 | ①トイレ等・粉塵散水の節水徹底(現場) | ・施工に要する水道水の漏水事故(垂れ流し)【安バト厳守】 ・水質汚濁防止法遵守(生コン水・汚泥水等) | ○ | ・散水車を手放したので河川の水を利用する現場があまり見られなくなった。次年度からは浅井戸を利用する方法を推奨していきたい。 |
| | | ②汚水の流出防止 | ・建築現場による発注者様契約の水道使用の方法及び仮設トイレ使用方法の協力業者周知徹底 ・雨水の有効利用に努める(粉塵防止散水時) ・浅井戸の利用 | | |
| 4 リサイクルの促進 | g 環境法規の順守及び グリーン購入 5%増 | ①環境に配慮した材料・製品の購入の促進 | ・副産物リサイクルの促進(建設リサイクル法の順守) | × | ・発注者の指定した設計通りのリサイクルは確保使用出来ているが民間工事に於いてのリサイクル製品も積極的に提案していく。 |
| | | ②リサイクルの促進(建設副産物) | ※分別解体・再資源化を実施するための発注者と元請業者の義務(12条1項・13条・10条・12条2・31～33条・18条) ・資材置場の製品等のストックの再利用 | | |
| 5 環境配慮施工 (協力業者の指導) | h 顧客満足の向上による 環境保全活動実施 管理項目95%遵守 | ①騒音・粉塵・振動対策の徹底 | ・騒音・粉塵・振動を伴う工事の場合は近隣への周知及び環境関連法令に基づき対策を講じる。 | ○ | ・現場内での車両事故が何件か続きましたので災害につながらないよう現場管理の徹底を怠らないようにし、安全パトロールの強化を図る。 ・引きづき災害関係の講習や研修会等の参加を積極的に行う。 ・現場内の監視カメラの強化 ・BCP(事業継続計画)の基本方針・運用体制の再確認・更新審査実施 |
| | | ②建設車両の安全点検実施(過積載・タイヤ損傷等) | ・現場災害及び交通災害の発生時対応策(人身・車両・その他) ・緊急災害時の緊急連絡体制掲示 | | |
| | | ③安全パトロールの実施(交通災害・労働災害)・是正 | ・自然災害発生時対応具体策(荒天候・地震) ※災害発生時における道路等点検調査結果報告書(茨城県建設業協会) ※市道の凍結防止及び除雪作業協力に関する協定書による実施作業報告書【凍結防止剤散布担当路線図に依る】(古河市災害協定三和支部) ・建設業労働災害防止協会茨城県支部の安全指導者研修会受講 | | |
| | | ④適用される法令・規制等の順守と測定・監視 | ・茨城県労働災害防止協会茨城県支部の安全指導者研修会受講 | | |
| | | ⑤建物ひびき会(建設業協会)に於いて安全パトロール実施 | ・BCP(事業継続計画)の基本方針・運用体制の存続 | | |
| 6 化学物質の取扱及び処理方法の 安全管理の現場教育に努める。 | | ①発生した廃棄物の適切な処理(特別管理産廃) | ・労働安全衛生法対象化学物質含有の対象建材の適切な取扱い ※下請業者(取扱業者)の担当責任者確認(使用材料・使用量・保管場所・養生方法・第三者指導等) | ○ | ・土木工事が多いため化学物質の取り扱いが比較的小ないが、次年度に多く取り扱う建築工事等を受注した場合は管理を徹底していく。 |
| | | ②流出・飛散防止の為の保管場所徹底管理 | ・施工前の緊急事態連絡体制の確認 | | |

※翌年度、翌々年度目標値は書類No.P4-2を参照

評価年月日：令和4年6月30日

令和4年度 環境経営目標の実施・達成一覧表

【事務所】

| No. | 環境方針 | 目標項目 | 単位 | 基準値 (前年度分) | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|---|-------------------------------------|--------|---------------|--------|----------|-----------|-----|------------|--------|--------|
| | | | | | 目標値 | 実績(基準年比) | 目標に対する達成度 | 評価 | 目標値(前年比) | | |
| 1 | CO2総排出量の削減 CO2排出量=使用量 * 排出係数 * 発熱量 | a 電力使用量の削減 (排出係数0.342kg/kwh) | kwh | 18,746 | 2%減 | 1.5% 増 | 99.5% | 未達成 | 前年度出来高の2%減 | | |
| | | | | | 18,371 | 18,461 | | | 18,092 | 17,730 | 17,375 |
| | | b CO2排出量 | kg-CO2 | 6,411 | 6,283 | 6,314 | | | 6,187 | 6,064 | 5,942 |
| | | c ガソリン燃費量の削減 ガソリン使用量 | km/ℓ | 16.67 | 3%増 | 3.2% 増 | 100.2% | 達成 | 1%増 | | |
| | | | | | 17.17 | 17.2 | | | 17.37 | 17.55 | 17.90 |
| 2 | 一般廃棄物排出量の削減 | d コピー用紙使用量削減 | kg | 72.0 | 3%減 | 4.2% 減 | 101.2% | 達成 | 2%減 | | |
| | | | | | 69.8 | 69.0 | | | 67.6 | 66.3 | 64.9 |
| | | e 一般廃棄物排出量の削減 | kg | 417 | 5%減 | 8.0% 減 | 103.3% | 達成 | 1%減 | 2%減 | 3%減 |
| 3 | 水質保全の意識向上 | f 水使用量の制御 | m³ | 99 | 3%減 | 8.1% 減 | 105.5% | 達成 | 2%減 | | |
| | | | | | 96.0 | 91.0 | | | 89.2 | 87.4 | 85.6 |

達成
未達成

※当社は事務所と工事部(現場)とに分けて環境目標を立て実績を評価しています。

※数年前の基準値では近年のコロナ禍で著しく数字が変動する為前年度分を基準値に設定。

評価時期は年1回末期(6月末)現在で翌月7月に評価するものとする。

作成日:令和5年8月25日

《CO2排出量は環境省HPの電気事業者別排出係数一覧のミツウロコグリーンエネルギー㈱令和5年提出用もとに算出》

令和4年度 環境経営目標の実施・達成一覧表

【現場】

| No. | 環境方針 | 目標項目 | 単位 | 基準値 (R3年度分) | 令和4年度(R.5.6.30迄) | | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | |
|-----|---------------------------------------|--------------------------------------|------------|----------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|--------|--------|----------------------|
| | | | | | 目標値 | 実績(基準年比) | 目標に対する達成度 | 評価 | 目標値(前年比) | | | |
| 1 | CO2総排出量の削減 | a 電力使用量の削減 (排出係数:0.457kg-CO2/kwh) | 売上高原単位 | kwh/百万円 | 22.5 | 21.8 | 17.5 | 124.46% ○ | | | | |
| | | | 電力使用量 | kwh | 43,741 | 42,429 | 15,783 | 268.8% 達成 | 1%減 | 2%減 | 3%減 | 15,625 15,313 14,853 |
| | | | CO2排出量 | kg-CO2 | 19,990 | 19,390 | 7,213 | | 7,141 | 6,998 | 6,788 | |
| | | b 軽油使用量の削減 | 売上高原単位 | ㎘/百万円 | 6.7 | 4.7 | 20.3 | 23.25% × | | | | |
| | | | 軽油使用量 | L | 13,086 | 12,693 | 18,282 | 69.4% 未達成 | 1%減 | 2%減 | 3%減 | 18,099 17,737 17,205 |
| | | | CO2排出量 | kg-CO2 | 9,225 | 8,949 | 12,889 | | 12,760 | 12,505 | 12,129 | |
| | | c ガソリン燃費の向上 | 売上高原単位 | ㎘/百万円 | 5.16 | 5.26 | 9.39 | 56.02% ○ | | | | |
| | | | ガソリン燃費 | km/ℓ | 13.39 | 13.66 | 13.67 | 100.1% 達成 | 1%増 | 1%増 | 2%増 | 13.81 13.94 14.22 |
| | | | ガソリン使用量 | L | 10,018 | | 8,452.2 | | | | | |
| | | CO2排出量 | kg-CO2 | 6,343 | | 5,352 | | | | | | |
| | CO2排出量=使用量×排出係数×発熱量 | | | | | | | | | | | |
| 2 | 一般廃棄物及建設廃棄物を含む 総廃棄物排出量の削減 | d コピー用紙削減 | 枚 | 44,252 | 3%減 | 6.2% 減 | | 達成 | 4%減 | | | |
| | | e 総廃棄物排出量の削減 | † | 1,625 | 4% 減 | 27.31 % 減 | | 達成 | 5%減 | | | |
| 3 | 水資源の節減 | f 水使用量の削減 | m³ | 167 | 4% 減 | 39.32 減 | | 達成 | 4%減 | | | |
| 4 | リサイクル建設資材や事務品の グリーン購入の拡大推進 | g リサイクルの促進 | † | 6,941 | 5% 増 | 93.95 減 | | 未達成 | 2%増 | | | |
| 5 | 建設現場での騒音・振動・粉塵対策を 協力業者を含めて指導し削減する。 | h 環境保全活動の推進 ※安全パト・建設機械等安全点検実施 | 管理出来高 % | 95.7 | 出来高 95%以上 | 96.5% | 107.3% | 達成 | 95%以上 ※自社管理項目設定に依る | | | |
| 6 | 化学物質の適正な取扱い 及安全管理の教育に努める。 | i 化学物質の安全管理 | 管理出来高 % | 100 | 出来高 90%以上 | 100% | 100% | 達成 | 90%以上 ※自社管理項目設定に依る | | | |

※当社は事務所と工事部(現場)とに分けて環境目標を立て、実績を評価しています前年度実績値を基準値とし目標を設定する。

評価時期は年1回末期(6月末)現在で翌月7月に評価するものとする。

作成日:令和4年8月20日

《co2排出量は環境省HP電気事業者別排出係数一覧R.5年用東京電力エナジーパートナー㈱をもとに算出》

環境関連法規制等の遵守状況

※法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

R.5.7.1

| 適用される法規制 | 適用される事項 | | 違反・訴訟の有無 | 遵守状況 |
|-------------------------|---------|--|----------|------|
| 廃棄物処理法 | 産業廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物保管基準の順守 ・建設廃棄物処理委託契約書の締結・保管 (委託業者の茨城県知事許可証添付) ・マニフェストの交付及び保管・管理 ・再資源化等報告書作成(発注者用様式1) ・建設廃棄物処理計画・実施報告書作成(様式6) | 無 | 良 |
| 建設リサイクル法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針遵守 ・発注者への計画報告義務 ・発注者への完了報告義務 ・再資源利用計画を施工計画書に添付 | 無 | 良 |
| 建設業法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した工事施工 | - | - |
| 振動規制法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者への計画報告義務(施工計画書に添付) ・条例の規制基準以下(低騒音型機械の使用)を遵守 ・道路使用許可申請により(作業方法・形態)を報告する ・特定建設作業振動の規制基準表参照による | 無 | 良 |
| 騒音規制法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者への計画報告義務(施工計画書に添付) ・条例の規制基準以下(低騒音型機械の使用)を遵守 ・特定建設作業振動の規制基準表参照による | 無 | 良 |
| 化学物質 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者への計画報告義務(施工計画書に添付) ・有害性の物質について使用・保管方法の監理 | 無 | 良 |
| 排ガス対策 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者への計画報告義務(施工計画書に添付) ・排ガス対策型建設機械指定要領遵守(排ガス対策型建設機械使用) | 無 | 良 |
| 土壌汚染防止法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者(各官公庁)の設計書に基づいた施工計画書を作成し、地質調査結果・汚染の除去法・当該汚染土壌の適正な運搬及び処理の遵守 | 無 | 良 |
| 下水道法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月14日法律第122号の改正に基づき発注者(市町村)の設計書に基づいた施工遵守。 | 無 | 良 |
| グリーン購入法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・環境物品の購入(使用材料検査義務) (材料検収状況の写真保管の事) | 無 | 良 |
| 資源の有効利用の促進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用を促進(再生資源利用計画書) ・各官公庁の設計書に基づいた施工計画書を作成し、建設資材の分類・規格・用途・利用量・利用率・利用状況を記載すると共に中間処理業者(再資源化施設含)を明確にすること。 | 無 | 良 |
| 消防法(危険物) | | <ul style="list-style-type: none"> ・火災の予防(第二章)・危険物の管理(第三章)の遵守 | 無 | 良 |
| 浄化槽法第11条検査 (単独浄化槽処理) | | <ul style="list-style-type: none"> ・(社)茨城県水質保全協会【浄化槽法定検査順守】 ・(有)サンワ浄化槽サービス(登録番号第498号)年6回点検順守 | 無 | 良 |

●環境関連法規制等の順守状況の評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。

●関係当局より違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。